

水道かわら版

届けます!! 大阪府内に安全な水を!!



第1中継ポンプ場



府営水道では、平成17年度の豊能町・能勢町への通水に向けて北部送水施設を施工しており、これにより、府内全域（大阪市を除く）に府営水道水をお届けすることが可能となります。

この北部送水施設は、国道171号線に埋設してある水道管から分岐し、約20km先の能勢町受水場まで4つの中間ポンプ場で加圧送水します。途中2つの峠があり、最も高い野間峠では分岐点からの高低差が約400mもあります。

なお、平成16年3月3日には、茨木市の彩都受水場まで部分通水を行っております。

発行 大阪府 水道部
〒540-0012
大阪市中央区
谷町2丁目3番4号

電話（代表）
06-6941-0351
（内線 3244）

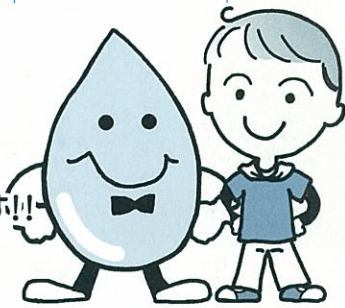
ファックス
06-6944-6868

大阪府 水道部 <http://www.pref.osaka.jp/suido/>

この小冊子は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。
この小冊子は、企画から印刷まで全てを外注して、作成しております。（20万部作成、作成費用999,600円）

知って得る水の知恵

高度浄水処理水



- 水道の水質基準がわかります!!
- 災害に備え 飲用水を備蓄しましょう

<http://www.pref.osaka.jp/suido/>

詳しくは水道部ホームページをご覧ください

水質検査計画の要旨

- 1 送水時における「水質監視地点」を大幅拡大
●市町村への送水時における「水質監視地点」を大幅拡大
●連続自動測定器による水質監視体制を強化
- 2 浄水場の水質検査
●浄水場入水口（原水）から浄水処理過程の水質検査のあり方を見直し
●浄水場出口（浄水）の安全確認のための水質検査のあり方を見直し
- 3 水源の水質検査
●琵琶湖から淀川下流域までの水源の定期的な水質試験を効果的に実施

【浄水場の水質検査計画】

浄水場を回り、送水時の水質検査のあり方を見直し、浄水場入水口（原水）と浄水場出口（浄水）の水質検査のあり方を見直し、浄水場入水口（原水）から浄水処理過程の水質検査のあり方を見直し、浄水場出口（浄水）の安全確認のための水質検査のあり方を見直し、浄水場出口（浄水）の安全確認のための水質検査のあり方を見直し、浄水場出口（浄水）の安全確認のための水質検査のあり方を見直し。

【浄水場の水質検査計画】

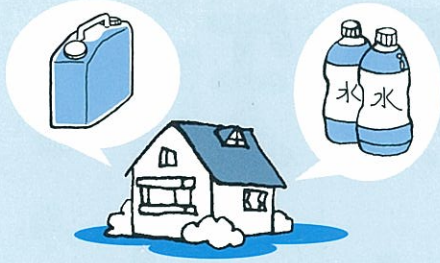
浄水場を回り、送水時の水質検査のあり方を見直し、浄水場入水口（原水）と浄水場出口（浄水）の水質検査のあり方を見直し、浄水場入水口（原水）から浄水処理過程の水質検査のあり方を見直し、浄水場出口（浄水）の安全確認のための水質検査のあり方を見直し、浄水場出口（浄水）の安全確認のための水質検査のあり方を見直し、浄水場出口（浄水）の安全確認のための水質検査のあり方を見直し。

浄水場の水質検査計画

平成16年4月15日

災害に備え

飲用水を備蓄しましょう！



●人が生きるためには、1日当たり3ℓの飲料水が必要であるとされています。

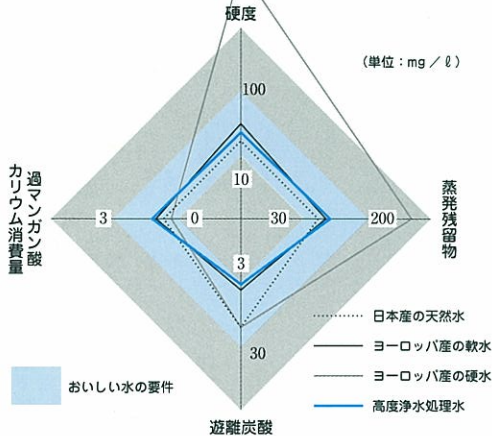
阪神・淡路大震災においては、応急給水体制が整うまでに時間を要したという教訓から、各家庭において飲用水の備蓄に努めましょう。

アルミボトル缶詰備蓄水の原材料は村野浄水場の高度浄水処理水を使用しています

大阪府営水道では、平成10年7月より、すべての浄水場から安全でよりおいしい水～高度浄水処理水～をお届けしています。

高度浄水処理水は、厚生労働省の「おいしい水の要件」をみたしており、ヨーロッパ産の軟水とほぼ同等の水質です。

ミネラルウォーターと高度浄水処理水の比較
(大阪府水道部による分析)



- ※1 高度浄水処理……通常の沈でん・ろ過処理に加え、オゾン処理や粒状活性炭処理を加えた処理。
- ※2 おいしい水の要件……厚生省（現厚生労働省）が設置した「おいしい水研究会」が設定した要件。他に残留塩素、臭気度、水温を加えた全7項目からなる。

●大阪府水道部では、平成8年度より、災害時に避難所等に迅速に給水できるよう府内539カ所に拠点給水設備（あんしん給水栓）を設置してきましたが、さらに高齢者などの災害弱者に対する給水活動を強化するために、持ち運びに便利なアルミボトル缶詰備蓄水（内容量490ml）100万本を平成15年度に作成し、府内市町村に約60万本、大阪府関係機関に約40万本を配備しました。



地震・災害に強い水道をめざして

「大阪あんしん水道計画」

推進中!!

大阪府水道部では、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、府民の生命と暮らしを守るために、どんな災害にも、速やかに安定した水の供給を行うため、府内市町村と協力して様々な震災対策事業を進めています。

水道の復旧期間目標は、震災後4週間

震災発生時から「震災前とほぼ同じ水準の水」を給水できるようにするため、およそ4週間を目標にします。

●応急給水量・運搬距離の目標

期間	1日目後半 (4～7日)	2回目 (8～14日)	3～4回目 (15～28日)
1日1人当たり	3リットル	20～100リットル	100～250リットル
用途	生きるための飲料水	3日に1回の風呂・洗濯	震災前とほぼ同じ水準
活動			
目標	避難所	近くの広場など (250m程度)	最寄りの交差点など～前面道路など (100m～10m程度)

●みんなで力を合わせて、すばやい水の供給を

震災時には、府営水道が中心となって府内の水道事業者が一体となった応急体制をつくり、すばやい応急給水と早期復旧に取り組めます。さらに、平成16年度より、災害時においてボランティアの活用を図るため、災害時支援協力員の登録制度（水道あしすと）を創設します。

●心の通った給水への取り組みを

医療機関、社会福祉施設、小中学校等の避難所などに対して優先的に応急対策を行えるよう、拠点給水設備（あんしん給水栓）をその周辺に重点的に設置しています。

●強くしてしなやかな水道のしくみづくりを

浄水場などの主な施設を震度7の地震にも耐えられるようにします。
 河川の上をわたっている水道管を補強したり、弱くなった水道管を耐震管に取り替えます。
 地域の実情に応じて、地震に強い水道管（耐震管）を整備していきます。

